

横須賀市報

号外第19号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例	
◇新市立病院設計・施工事業者選考委員会条例……………	1
◇横須賀市市税条例中一部改正……………	2
◇特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正……………	3

◇保育園条例中一部改正……………	〃
◇都市公園条例中一部改正……………	〃
規 則	
◇保育園条例施行規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第6号)ほか2件について……………	〃

本号で公布された条例のあらまし

○新市立病院設計・施工事業者選考委員会条例(条例第46号)

- 1 新市立病院の設計及び施工を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する新市立病院設計・施工事業者選考委員会について必要な事項を定める。
- 2 施行期日 公布の日(令和2年9月24日)

○横須賀市市税条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 個人市民税の均等割非課税限度額に10万円を加算する。
- 2 所有者が不明な不動産について、現に所有している者に対し、必要な事項を申告させることができることとし、併せてこれに応じなかった場合の罰則を設ける。
- 3 課税標準に対する特例の一部を廃止する。
- 4 新たに取得した一定出力以上の水力発電設備に係る償却資産の固定資産税の課税標準に乗じる割合を改める。
- 5 新たに設備投資した所定の家屋等に対する固定資産税の課税標準に零に乗じることとする。
- 6 軽自動車税の種別割に係る軽減措置を設ける。
- 7 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった文化芸術等の行事の入場料等払戻請求権を放棄した場合に、個人市民税の寄附金税額控除を適用する特例を設ける。
- 8 施行期日 一部を除き公布の日(令和2年9月24日)

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 子ども・子育て支援法の改正に伴い、市の区域外の事業所に係る基準の特例を廃止する。
- 2 施行期日 公布の日(令和2年9月24日)

○保育園条例の一部を改正する条例(条例第49号)

- 1 逸見保育園を廃止する。
- 2 施行期日 令和3年4月1日

○都市公園条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を、久里浜1丁目公園においては100分の70を超えてはならないこととする。
- 2 施行期日 公布の日(令和2年9月24日)

条 例

新市立病院設計・施工事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和2年9月24日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第46号

新市立病院設計・施工事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 新市立病院の設計及び施工を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、新市立病院設計・施工事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。

- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員(委員の職を退いた者も含む。)及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

~~~~~  
横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年9月24日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第47号**

横須賀市市税条例の一部を改正する条例

第1条 横須賀市市税条例(昭和46年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条中「金額( )」を「金額に10万円を加算した金額( )」に改める。

第11条第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

第12条の3第1号イ中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

第18条の5第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改め、同条を第18条の6とする。

第18条の4を第18条の5とし、第18条の3の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第18条の4 市長は、固定資産税の賦課徴収に関し必要があると認めるときは、法第384条の3に規定する現所有者に、自らが現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した規則で定める申告書を提出させることができる。

第37条第1項第2号中「第18条の2」の次に「、第18条の4」を加える。

附則第8項を削る。

附則第9項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項を削る。

附則第13項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第14項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第15項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第16項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を附則第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第17項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15

条第30項第3号ロ」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第21項を削る。

附則第22項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第23項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第24項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第25項を附則第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則中第26項を第25項とし、第27項から第39項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第40項中「第37項の表」を「第36項の表」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第41項中「第38項の表」を「第37項の表」に改め、同項を附則第40項とする。

附則第42項中「第39項の表」を「第38項の表」に改め、同項を附則第41項とし、同項の次に次の1項を加える。

42 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第23条の

規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第36項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第49項を附則第50項とし、附則第48項を附則第49項とし、附則第47項の次に次の1項を加える。

(寄附金税額控除の特例の対象となる権利の放棄)

48 法附則第60条第3項に規定する住民の福祉の増進に寄与する入場料金等払戻請求権の放棄として条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のすべてとする。

第2条 横須賀市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第24項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第8条の改正規定及び附則第49項を附則第50項とし、附則第48項を附則第49項とし、附則第47項の次に1項を加える改正規定並びに第2条の規定 令和3年1月1日

(2) 第1条中附則第42項を附則第41項とし、同項の次に1項を加える改正規定 令和3年4月1日

(3) 第1条中第11条第1号オの改正規定 令和4年4月1日

2 第1条の規定による改正後の横須賀市市税条例(以下「新条例」という。)第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用し、令和2年度分までの個人市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第18条の4の規定は、この条例の施行の日以後に自らが同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施

設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

~~~~~  
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月24日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第48号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月24日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第49号**

保育園条例の一部を改正する条例

保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市立逸見保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~  
都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月24日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第50号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の5ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる都市公園に係る当該割合は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 追浜公園 100分の60

(2) 久里浜1丁目公園 100分の70

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横須賀市規則第66号

保育園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月24日

横須賀市長 上 地 克 明

保育園条例施行規則の一部を改正する規則

保育園条例施行規則（昭和28年横須賀市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第165号

令和2年度横須賀市一般会計補正予算（第6号）、同水道事業会計補正予算（第2号）及び同病院事業会計補正予算（第2号）は、9月17日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和2年9月24日

横須賀市長 上 地 克 明

令和2年度横須賀市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度横須賀市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629,710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,081,706千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市 税	1 市 民 税	58,965,388 26,689,244	△490,000 △490,000	58,475,388 26,199,244
7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	8,592,000 8,592,000	△690,000 △690,000	7,902,000 7,902,000
12 地方交付税	1 地方交付税	13,736,000 13,736,000	△222,135 △222,135	13,513,865 13,513,865
16 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	72,647,924 19,500,166 53,016,482	161,551 5,940 155,611	72,809,475 19,506,106 53,172,093

17 県 支 出 金	2 県 補 助 金	9,411,736	11,662	9,423,398
		2,310,816	11,662	2,322,478
18 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	439,360	6,713	446,073
		141,343	6,713	148,056
19 寄 附 金	1 寄 附 金	154,435	30,000	184,435
		154,435	30,000	184,435
20 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金	9,921,089	△560,254	9,360,835
		9,921,089	△560,254	9,360,835
21 繰 越 金	1 繰 越 金	300,000	1,068,065	1,368,065
		300,000	1,068,065	1,368,065
22 諸 収 入	5 雑 入	6,927,218	△4,312	6,922,906
		4,104,790	△4,312	4,100,478
23 市 債	1 市 債	18,601,400	59,000	18,660,400
		18,601,400	59,000	18,660,400
歳 入 合 計		208,711,416	△629,710	208,081,706

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		17,976,132	△6,636	17,969,496
	1 総 務 管 理 費	14,904,148	△32,718	14,871,430
	2 徴 税 費	1,695,579	330	1,695,909
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	901,531	25,752	927,283
3 民 生 費		104,201,937	103,090	104,305,027
	1 社 会 福 祉 費	70,416,366	56,660	70,473,026
	2 児 童 福 祉 費	24,048,169	46,430	24,094,599
4 衛 生 費		7,491,827	21,210	7,513,037
	1 保 健 衛 生 費	7,491,827	21,210	7,513,037
5 環 境 費		7,045,041	2,842	7,047,883
	1 環 境 費	7,045,041	2,842	7,047,883
8 商 工 費		5,543,782	△809,916	4,733,866
	1 商 工 費	5,543,782	△809,916	4,733,866
9 土 木 費		20,352,232	156,845	20,509,077
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,723,927	△5,000	3,718,927
	4 港 湾 費	2,168,958	131,891	2,300,849
	5 都 市 計 画 費	10,532,369	29,954	10,562,323
11 教 育 費		19,532,315	△97,145	19,435,170
	1 教 育 総 務 費	5,982,688	△8,990	5,973,698
	2 小 学 校 費	5,299,712	△57,612	5,242,100
	3 中 学 校 費	3,885,138	△4,193	3,880,945
	4 全 日 制 高 等 学 校 費	1,093,548	△2,655	1,090,893
	8 社 会 教 育 費	1,685,693	△21,432	1,664,261
	9 保 健 体 育 費	1,300,881	△2,263	1,298,618
歳 出 合 計		208,711,416	△629,710	208,081,706

第2表 継続費補正
変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	区分	総 額	年 度	年 割 額
総 務 費	総 務 管 理 費	平 成 30 年 度 文 化 振 興 費 〔ルートミュージアム〕 〔整備事業〕	補正前	234,722	平成30年度	6,000
					令和元年度	169,412
					令和2年度	59,310
			補正後		平成30年度	6,000
					令和元年度	169,412
					令和2年度	65,910

第3表 地方債補正
追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	397,200	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。

変 更

(単位 千円)

起債の目的	区 分	限 度 額
ル ー ト ミ ュ ー ジ ア ム 整 備 事 業 費	補 正 前	41,300
	補 正 後	47,900
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	1,800
	補 正 後	23,500
港 湾 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	1,055,800
	補 正 後	1,187,600
公 園 整 備 事 業 費	補 正 前	3,399,600
	補 正 後	3,435,500
臨 時 財 政 対 策 債	補 正 前	6,560,100
	補 正 後	6,025,900

令和2年度横須賀市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度横須賀市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(継続費)

第2条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補 正

(単位 千円)

款	項	事業名	区分	総 額	年 度	年 割 額
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	令 和 2 年 度 配 水 施 設 整 備 事 業 費 (武山高区配水池更新)	補 正 前	297,000	2	0
					3	297,000
			補 正 後	407,000	2	0
					3	244,200
				4	162,800	

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる期間を次のとおり補正する。

補 正

(単位 千円)

事 項	区 分	期 間	限 度 額
第 4 期 有 馬 浄 水 場 運 転 管 理 業 務 委 託	補 正 前	令 和 2 年 度 从 来 令 和 7 年 度 まで	524,954
	補 正 後	令 和 2 年 度 从 来 令 和 8 年 度 まで	
第 4 期 逸 見 総 合 管 理 セ ン タ ー 水 運 用 運 転 管 理 業 務 委 託	補 正 前	令 和 2 年 度 从 来 令 和 7 年 度 まで	511,328
	補 正 後	令 和 2 年 度 从 来 令 和 8 年 度 まで	

令和2年度横須賀市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度横須賀市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度横須賀市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。
(既決予定量) (補正予定量) (計)

1 市民病院事業

(4) 主要な建設改良事業

有形固定資産購入	163,359千円	43,485千円	206,844千円
----------	-----------	----------	-----------

2 うわまち病院事業

(4) 主要な建設改良事業

有形固定資産購入	159,813千円	86,879千円	246,692千円
----------	-----------	----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

	収	入	
第1款 市民病院事業収益	852,638千円	100,988千円	953,626千円
第2項 医業外収益	427,876千円	100,988千円	528,864千円
第2款 うわまち病院事業収益	782,200千円	81,885千円	864,085千円
第2項 医業外収益	501,965千円	81,885千円	583,850千円
合 計	1,634,838千円	182,873千円	1,817,711千円
	支	出	
第1款 市民病院事業費用	907,638千円	100,988千円	1,008,626千円
第1項 医業費用	886,517千円	96,722千円	983,239千円
第2項 医業外費用	19,121千円	4,266千円	23,387千円
第2款 うわまち病院事業費用	782,200千円	81,885千円	864,085千円
第1項 医業費用	762,212千円	73,009千円	835,221千円
第2項 医業外費用	17,988千円	8,876千円	26,864千円
合 計	1,689,838千円	182,873千円	1,872,711千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、過年度分損益勘定留保資金「762,210千円」を「763,410千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「64,291千円」を「63,091千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

	収	入	
第1款 市民病院資本的収入	147,719千円	43,485千円	191,204千円
第2項 補助金	12,419千円	43,485千円	55,904千円
第2款 うわまち病院資本的収入	115,804千円	86,879千円	202,683千円
第2項 補助金	10,804千円	86,879千円	97,683千円
合 計	263,523千円	130,364千円	393,887千円
	支	出	
第1款 市民病院資本的支出	595,119千円	43,485千円	638,604千円
第1項 建設改良費	309,859千円	43,485千円	353,344千円
第2款 うわまち病院資本的支出	494,905千円	86,879千円	581,784千円
第1項 建設改良費	293,839千円	86,879千円	380,718千円
合 計	1,090,024千円	130,364千円	1,220,388千円